

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		株式会社女性のチカラ		
■取組方針掲載ページのURL :		https://www.yoseinochikara.com/privacy		
■取組状況掲載ページのURL :		https://www.yoseinochikara.com/privacy		
原則	原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	<p>【顧客の最善の利益の追求】</p> <p>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を追求すべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針1。	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針1、具体的な取組み
	<p>(注)</p> <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の回避について公正に判断し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針1.2	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針1.2、具体的な取組み
原則 3	<p>【利益相反の適切な管理】</p> <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について公正に判断し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針2	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針2、具体的な取組み
	<p>(注)</p> <p>金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の情報(取引又は業務)に及ぼす影響についても考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売会社が、金融商品の販売・推奨等を行う場合、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受け得る場合 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 同一主体又はグループ内に、商品やサービスの運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用に関与し、営業部門が取引関係等を有する企業である場合 	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針2	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針2、具体的な取組み
原則 4	<p>【手数料等の明確化】</p> <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の額、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを、顧客が理解できるように情報提供すべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針2	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針2、具体的な取組み
原則 5	<p>【重要な情報の分かりやすい提供】</p> <p>金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針3.4	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針3.4、具体的な取組み
	<p>(注1)</p> <p>重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の構成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客層 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであることを説明する必要がある) 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な取組(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響 	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針2.3.4	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針2.3.4、具体的な取組み
原則 5	<p>(注2)</p> <p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合、個別に購入することが可能であるかを顧客に示すとともに、パッケージ全体の費用負担が個別の商品を比較することが可能である、それらの重要な情報について提供すべきである(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。</p>	非該当	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針3、具体的な取組み*内	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針3、具体的な取組み*内
	<p>(注3)</p> <p>金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明瞭・早前であって、誤解を招くことのない簡潔な内容の情報提供を行うべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針3.4	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針3.4、具体的な取組み
原則 5	<p>(注4)</p> <p>金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの構成に携わる金融事業者は、商品の低い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客に適切な情報提供を行う一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客に対して当該商品の内容と比較することが容易となるよう(記載した資料を併用しつつ)、リスクとリターンの特徴など基本的な構造を含め、より分かりやすく(丁寧な)情報提供がなされるよう工夫すべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針3.4	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針3.4、具体的な取組み
	<p>(注5)</p> <p>金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針3	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針3、具体的な取組み
原則 6	<p>【顧客にふさわしいサービスの提供】</p> <p>金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの提供、販売・推奨等を行うべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針4	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針4、具体的な取組み
	<p>(注1)</p> <p>金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標や資産や将来の生活と投資目的等の適切な各要素を整理し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、主要な取組を踏まえて情報提供し、金融商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較し、併せて行うこと 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと 	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針4	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針4、具体的な取組み
原則 6	<p>(注2)</p> <p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等を行う場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。</p>	非該当	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針3、具体的な取組み*内	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針3、具体的な取組み*内
	<p>(注3)</p> <p>金融商品の構成に携わる金融事業者は、商品の構成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客層を特定し、その顧客層に、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。</p>	非該当	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針4、具体的な取組み*内	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針4、具体的な取組み*内
原則 6	<p>(注4)</p> <p>金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引経験を欠けやすい層の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合は、商品やサービスの特性に、当該商品の販売・推奨等が適当かにより慎重に審査すべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針3.4	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針3.4、具体的な取組み
	<p>(注5)</p> <p>金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に精通し、十分な知識を有するよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に即し、金融取引に関する基本的な知識を伝えるための情報提供を積極的に行うべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針3	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針3、具体的な取組み
原則 7	<p>【従業員に対する適切な働きかけの仕組み等】</p> <p>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理を促進するために設計された報酬・激励制度等、従業員が顧客との適切な働きかけの仕組みや適切なパフォーマンス体制を整備すべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針5	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針5、具体的な取組み
	<p>(注)</p> <p>金融事業者は、各原則(これらに付随している注を含む)に関して、実施する内容及び実施しない代わりに、異なる代替案の内容について、これらに携わる従業員に提供されるべきである。金融事業者の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。</p>	実施	お客様本位の業務運営方針(FD宣言)、方針5	「お客様本位の業務運営方針(FD宣言)」に基づく具体的な取組み方針5、具体的な取組み
【照会先】				
部署		株式会社女性のチカラ		
連絡先		011-699-5267 info@yoseinochikara.com		